

# 船舶検査証書

第2-787号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 第三十三大栄丸	第291-33275号	長崎県佐世保市
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
9.7トン (11.94メートル)	交通船兼作業船	大坪建設株式会社

航行区域又は従業制限 <small>(国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)</small>	沿海区域  ただし、 (1) 長崎県岩崎島の海岸から5海里以内の水域、 (2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域、並びに、 (3) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。
--	--

最大とう載人員	旅客	作業船の場合	0人	その他の場合	11人
	船員	作業船の場合	2人	その他の場合	2人
	その他の乗船者	作業船の場合	11人	その他の場合	0人
	計	作業船の場合	13人	その他の場合	13人

制限汽圧	
------	--

その他の航行上の条件	
------------	--

有効期間	令和11年 5月19日 まで
------	----------------

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

令和 5年 5月12日 (長崎)

日本小型船舶検査機構

